

# 医療情報取得加算について

国が定めた診療報酬算定要件により、**2024年6月1日**より下記の通り算定いたします。

	初診時 (1カ月に1回)	再診時 (3カ月に1回)
マイナ保険証を利用 <b>しない</b> 場合	3点	2点
マイナ保険証を利用 <b>する</b> 場合	1点	1点

(※1点=10円として計算いたします。)

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

施設基準要件揭示物

医療社団法人 宇部中央病院